

○射水市営駐車場条例施行規則

平成17年11月1日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市営駐車場条例(平成17年射水市条例第114号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 駐車場の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用料の納入方法及び納入の期限)

第3条 条例第6条第2項に規定する使用料の納入方法は、市長が発行する納入通知書又は口座振替による納入方法とする。ただし、市長が特別な事業があると認めたときは、この限りでない。

2 条例第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例別表2に定める使用料を月ごとに、使用する月の前月末日(その日が射水市の休日を定める条例(平成17年射水市条例第2号)第1条に規定する市の休日に当たる場合は、その直前の市の休日でない日)までに納入しなければならない。

(駐車証)

第4条 条例第4条の規定により駐車場の使用許可を受けようとする者は、駐車場使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可をしたときは、駐車証(様式第2号)を申請者(前項の規定による申請をしたものをいう。以下同じ。)に交付しなければならない。

3 駐車証の有効期間は、月の初日から末日までの1月間を単位とし、使用の開始の日からその日の属する年度の3月末日までの期間とする。

4 市長は、申請者(有効期間が1年間の駐車証の交付を受けた者に限る。)が駐車証の有効期限が満了するまでに駐車証返還届出書(様式第3号)を提出しない場合は、当該申請者から第1項の規定による申請があったものとみなし、有効期間を1年間延長した駐車証を交付するものとする。

5 駐車証の有効期間内に駐車場の使用をやめるときは、市長に駐車証返還届書を提出しなければならない。

- 6 駐車証を滅失し、又は紛失した者は、市長に駐車証滅失・紛失届(様式第4号)を提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書に規定する特別の理由があると認めるときとは、住居若しくは事務所の移転又は車両の廃止等やむを得ない理由により駐車証が不用になったときとする。

- 2 前項に該当する場合の還付額は、当該駐車証の有効月数から還付申請のあった日の属する月までの経過月数を差し引いた月数に相当する額を還付する。

- 3 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、駐車場使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(違反駐車の処置)

第6条 市長は、使用者が条例第8条及び第9条各号に該当すると認めたときは、駐車場の使用を取り消し、その車両を移動し、又は撤去することができる。ただし、この移動又は撤去に要した費用については、その使用者の負担とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第7条 条例第14条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ)に駐車場の管理を行わせる場合における第3条から第6条までの規定の適用については、第3条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第6条第2項に規定する」とあるのは「条例第17条第1項の」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「条例第4条」とあるのは、「条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条」と、「駐車場使用許可申請書(様式第1号)」とあるのは「駐車場使用許可申請書(様式第1号)に準じて指定管理者が定める駐車証」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「駐車証(様式第2号)」又は「駐車証」とあるのは「駐車証(様式第2号)に準じて指定管理者が定める駐車証」と、「駐車証返還届出書(様式第3号)」又は「駐車証返還届出書」とあるのは「駐車証返還届出書(様式第3号)に準じて指定管理者が定める駐車証返還届出書」と、「駐車証滅失・紛失届(様式第4号)」とあるのは「駐車証滅失・紛失届(様式第4号)に準じて指定管理者が定める駐車証滅失・紛失届」と、第5条(見出し含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第7条ただし書に規定する特別な理由があると認めるとき」とあるのは「条例第17条ただし書の規定により条例第7条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる」と、「駐車場使用料還付申請書(様式第5号)」とあるのは「駐車場使

用料還付申請書(様式第5号)に準じて指定管理者が定める駐車場使用料還付申請書」と、
「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、
「条例第8条及び第9条各号」とあるのは、「条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する条例第8条及び第9条各号」とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小杉町営駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和57年小杉町規則第3号)、大門町駐車場条例施行規則(平成元年大門町規則第1号)又は大島町営駐車場設置条例施行規則(平成10年大島町規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年12月8日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者(太閤山10丁目駐車場及び太閤山5・6丁目駐車場に限る。)の平成30年3月分の使用料の納入方法については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月24日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則(令和6年2月15日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る駐車場の使用料の納入方法及び納入の期限について適用し、同日前の期間に係る駐車場の使用料の納入方法及び納入の期限については、なお従前の例による。

様式第2号(第4条関係)

(表)

駐 車 証			
発行者 射水市長			発行番号
駐 車 場 名			
区 画 番 号			
車 両 番 号			
使 用 期 間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
発 行 年 月 日	年 月 日		

(裏)

注 意 事 項 記 載 欄
1

様式第3号(第4条関係)

駐車証返還届書

年 月 日

射水市長

住所
申請者 氏名
電話番号

年 月 日をもって市営駐車場(駐車場)の使用について、申請を解除したいので、駐車証を添えて、届出をします。

様式第4号(第4条関係)

駐車証滅失・紛失届書

年 月 日

射水市長

住所
申請者 氏名
電話番号

市営駐車場(駐車場)駐車証を滅失・紛失したので、再発行をお願いします。

様式第5号(第5条関係)

駐車場使用料還付申請書

年 月 日

射水市長

住所
申請者 氏名
電話番号

既納駐車場使用料の還付を次のとおり申請します。

駐車場名	
区画番号	
駐車証が不要となる日	年 月 日
申請理由	
還付金額	金 円
還付金の振込先	金融機関名 口座種別 口座番号 口座名義

注意事項記載欄

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第5条関係)